

訂正とお詫び

『令和3年度廃棄物処理施設整備実務必携Ⅰ』第1編 循環型社会形成推進交付金制度Q&Aにつきましては、次のとおり訂正しお詫び申し上げます。

公益社団法人 全国都市清掃会議

664頁 21 削除
 677頁 72 文字消え
 678頁 77 文字消え

《訂正箇所》

該当頁に差し込みいただきますようお願い申し上げます。

72	広域化・集約化の際に、A市が所有する廃焼却施設をA市が解体し、別のB事務組合が新たに焼却施設の整備を行う場合、A市の解体事業は交付金の対象となるか。	交付対象	<p>廃焼却施設の解体事業については、廃焼却施設解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業であることを要件としている。解体と施設整備が異なる事業主体によって行われる場合においても、それぞれの事業主体を含む地域を対象とする地域計画において、一体として行う事業であることが明確に位置付けられている場合には交付対象となる。</p> <p>解体と施設整備が異なる事業主体によって行われる場合には、地域計画の様式1-3の備考欄において一体として行う事業であることを記載すること。</p> <p>また、交付申請にあたっては、事業主体毎の申請とし、進捗率は事業主体毎に管理すること。</p> <p>なお、解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と同数に限るため、B事務組合の構成市町村が複数存在する場合、解体する廃焼却施設をA市の施設とするかどうかは、構成市町村間で事前同意を得ること。</p>	要領20(1)(2)
73	広域化・集約化に伴い、例えば3施設を1施設に集約した場合、解体の対象施設は1施設のみが交付対象となるということか。	交付対象	<p>お見込みの通り、解体する廃焼却施設と整備する焼却施設は同数となる。</p> <p>なお、残る2施設の跡地にストックヤード等の廃棄物処理施設を整備する場合は、2施設の解体事業も交付対象となる。</p>	要領20(1)(2)
77	新設(更新を含む。以下同じ。)について、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業に係る「更新」とは、どのような状態が更新に該当するのか。	交付対象	<p>新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものをいう。また、基幹的設備改良(基幹改良)事業においては、建築物を除く施設の整備・機器を全て更新する「大規模リフォーム(リニューアル)」は、「新設」として扱うため本事業には当たらない旨を定めている。</p> <p>このため、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業に係る更新とは、「焼却炉及びこれを補完する設備を整備すること」をいう。一方で、市町村等がライフサイクルコスト分析等を行った結果、補完する設備の一部(又は全部)について整備が不要であると判断した場合は、焼却炉の入替えを行った上で補完する設備の一部(又は全部)を整備しない場合も更新とみなす。</p> <p>なお、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業に係る更新は、統廃合に基づく更新であるものに限る。</p>	要領20(1)
78	解体事業の対象である廃焼却施設はごみ焼却施設に限るのか。	交付対象	<p>ごみ焼却施設に限る。</p>	要領20(1)